

平成28年7月1日(金) 裁決の概要

(別紙)

【公害健康被害の補償等に関する法律に基づく裁決】 (大気系疾病)

	処分庁	審査請求人	審査請求年月日	指定疾病の区分及び審査請求の趣旨	裁決の概要	参 考		
						審査請求の概要	処分庁への申請年月日	①原処分年月日 ②異議申立年月日 ③異議申立に対する処分年月日
1	大阪市	大阪市の男性	平20. 9. 25	慢性気管支炎 葬祭料	棄却 被認定者の直接死因は脳出血である。認定疾病である慢性気管支炎の従前の経過等に照らすと、慢性気管支炎が脳出血の発症に関与したとは認められない。また、死亡前の入院中の経過やその際に肺炎の所見は認められないこと等から、脳出血から慢性気管支炎が急激に増悪したり、肺炎が合併したとは認められない。以上から、慢性気管支炎と死亡の間には相当因果関係は認められず、また、医学的常識をもってしても慢性気管支炎が死亡に寄与したと認めることはできない。よって、原処分を相当とする。	審査請求人は、被認定死亡者の息子。審査請求人は、被認定死亡者が指定疾病に起因して死亡したとして申請。	平17. 12. 8	①平19. 11. 14 ②平20. 1. 18 ③平20. 8. 29

【石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく裁決】

	処分庁	審査請求人	審査請求年月日	指定疾病の区分及び審査請求の趣旨	裁決の概要	参 考		
						審査請求の概要	処分庁への申請年月日	原処分年月日
1	独立行政法人環境再生保全機構	東京都町田市の女性	平26. 9. 25	著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺 認定	棄却 放射線画像上、石綿肺を積極的に支持する所見はなく、平成25年11月の呼吸機能検査と同検査に近接する動脈血ガス分析結果によると、動脈血ガス分析結果のPaO2は低いものの、パーセント肺活量(%VC)からは拘束性障害である著しい呼吸機能障害は認められず、同26年3月については、動脈血ガス分析は行われているが、呼吸機能検査結果がないため著しい呼吸機能障害の有無を判断できなかった。なお、大量の石綿ばく露の可能性は認められる。以上より、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺であると認めることはできず、原処分を相当とする。	審査請求人は審査請求中死亡者の妻。審査請求中死亡者は、石綿を吸入することにより著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺に罹患したとして申請。	平26. 5. 26	平26. 8. 27
2	独立行政法人環境再生保全機構	熊本県合志市の男性	平26. 10. 6	著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚 認定	棄却 放射線画像上、びまん性胸膜肥厚の所見は認められる。著しい呼吸機能障害については、提出された資料からパーセント努力性肺活量で検討せざるを得ず、直ちにあるとはいえないが、否定もできない。大量の石綿ばく露歴については、石綿ばく露作業への従事期間がおおむね3年以上あることが必要とされているが、請求人については、石綿を取り扱う作業に従事したことはなく、少年期まで石綿を取り扱う工場から数kmのところに住んでいたという以外に石綿との関連をうかがわせる事実はなく、大量の石綿ばく露の可能性を認めることは困難である。よって、原処分を相当とする。	審査請求人は本人。審査請求人は、石綿を吸入することにより著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚に罹患したとして申請。	平26. 6. 25	平26. 8. 27

	処分庁	審査請求人	審査請求年月日	指定疾病の区分及び審査請求の趣旨	裁決の概要	参 考		
						審査請求の概要	処分庁への申請年月日	原処分年月日
3	独立行政法人環境再生保全機構	神奈川県横須賀市の女性	平26.10.24	著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺 特別遺族弔慰金及び特別葬祭料	棄却 大量の石綿ばく露の可能性は認められるが、放射線画像所見では石綿肺を確認できず、呼吸機能障害については拘束性障害があると確認できなかった。従って著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺と認められず、原処分は相当である。	審査請求人は未申請死亡者の妻。審査請求人は、未申請死亡者が指定疾病に起因して死亡したとして申請。	平26.6.10	平26.8.27
4	独立行政法人環境再生保全機構	大阪市の男性	平26.10.24	著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚 認定	棄却 留意事項は、大量の石綿へのばく露歴を認めるには、石綿ばく露作業への従事期間がおおむね3年以上あることが必要であるとする。請求人は、石綿ばく露作業には従事していないが、石綿を取り扱う工場の近傍に長期間居住、生活し、中学時代には工場で拾った石綿で遊んだなどの事実が認められ、これらの事実から、石綿ばく露作業におおむね3年以上従事した場合と同程度の石綿ばく露の可能性を認めることができる。しかし、提出された資料からは著しい呼吸機能障害があるとは判定できず、また、びまん性胸膜肥厚は認められない。よって、原処分を相当とする。	審査請求人は本人。審査請求人は、石綿を吸入することにより著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚に罹患したとして申請。	平26.5.13	平26.8.27
5	独立行政法人環境再生保全機構	佐賀県鳥栖市の女性	平26.10.27	著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚 特別遺族弔慰金及び特別葬祭料	棄却 大量の石綿へのばく露歴が認められる。しかし、著しい呼吸機能障害の有無の判定の対象となる呼吸機能に関する検査結果が提出されていないため、著しい呼吸機能障害があると判定することはできず、また、びまん性胸膜肥厚は認められない。よって、原処分を相当とする。	審査請求人は未申請死亡者の妻。審査請求人は、未申請死亡者が指定疾病に起因して死亡したとして申請。	平26.6.19	平26.8.27